

**公告**

次のとおり一般競争入札に付します。

平成23年1月6日

長野県知事 阿部 守一

1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務

長野県松本空港騒音調査業務委託（その2）

(2) 役務の特質

入札説明書及び仕様書によります。

(3) 履行期間

契約日から平成23年3月25日まで

(4) 履行場所

入札説明書及び仕様書によります。

(5) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとします。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がB以上に格付けされている者であること。

(3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) 計量法（平成4年法律第51号）第107条の規定により、音圧レベルに係る計量証明の事業の登録を受けた者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692の2

長野県企画部交通政策課

電話 026（235）7019

4 入札手続等

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成23年1月17日（月）午後2時

イ 場所 松本市大字空港東8901 長野県松本空港内

長野県警察航空隊 会議室

(3) 郵便入札の可否

郵便による入札は受け付けません。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成23年1月13日（木）午後5時までに提出してください。この場合において、必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(8) 契約書作成の要否

必要とします。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもつた者を落札者として決定します。

5 その他

詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

交通政策課

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成23年1月6日

長野県知事 阿部 守一

1 申請のあった年月日

平成22年12月24日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人信州・川中島白桃ファクトリー

3 代表者の氏名

宮崎 愛子

4 主たる事務所の所在地

長野市里島76番地2

5 定款に記載された目的

この法人は、長野市川中島周辺地区の市民、関連企業・団体等及び事業目的に賛同する者が、川中島白桃発祥の地である川中島地区で栽培される川中島白桃をはじめとする地域の特産物の生産、加工、販売と、これに付随する様々な活動を行うことにより、地域の産業振興、市民活動の活性化等に寄与することを目的とする。

生活文化課NPO活動推進室

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成23年1月6日

長野県知事 阿部守一

1 申請のあった年月日

平成22年12月20日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人わだの家

3 代表者の氏名

遠山信一郎

4 主たる事務所の所在地

飯田市南信濃和田518番地1

5 定款に記載された目的

この法人は介護の必要な高齢者及び障害者と家族に対し介護支援事業を行い、保健、医療、福祉の増進を図る活動を行うと共に、高齢者及び障害者の暮らしそうい地域、村づくりに寄与することを目的とする。

生活文化課NPO活動推進室

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成23年1月6日

長野県知事 阿部守一

1 申請のあった年月日

平成22年12月20日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人スポーツコミュニティー軽井沢クラブ

3 代表者の氏名

長岡秀秋

4 主たる事務所の所在地

北佐久郡軽井沢町大字発地1157-6

5 定款に記載された目的

この法人は、軽井沢町民及びこのクラブの趣旨に賛同する者に対して、気楽に複数のスポーツを継続的に楽しめる場を提供すると共に、指導者を育成し、個々のニーズに応じた的確な指導が出来る体制を整え、スポーツ選手と交流する機会を設け、地域住民のスポーツへの生涯参加と、スポーツだけでなく文化的な面からも青少年の健全な育成を図り、スポーツの振興とコミュニティーの活性化並びに社会の公益に寄与することを目的とする。

生活文化課NPO活動推進室

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成23年1月6日

長野県知事 阿部守一

1 申請のあった年月日

平成22年12月21日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人レスパイトケアはちもり

3 代表者の氏名

大和章

4 主たる事務所の所在地

東筑摩郡朝日村大字西洗馬1881番地3

5 定款に記載された目的

この法人は、知的障害児とその家族が、住み慣れた地域で安心して自分らしく生活でき、生活の自己の選択の幅を広げられるよう、生活支援に関する事業を行いもって、地域福祉の向上に寄与することを目的とする。

生活文化課NPO活動推進室

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成23年1月6日

長野県知事 阿部守一

1 申請のあった年月日

平成22年12月24日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人大曾倉ふれんど

3 代表者の氏名

下平恵子

4 主たる事務所の所在地

駒ヶ根市中沢9276番地2

5 定款に記載された目的

この法人は、大曾倉近隣の人々とともに、住み慣れた地域で暮らし続けられるよう支援する事業を行い、よってこの地域の環境と福祉に寄与することを目的とする。

生活文化課NPO活動推進室

公告

漁業法（昭和24年法律第267号）第129条第3項の規定により、次のとおり遊漁規則の変更を認可しました。

平成23年1月6日

長野県知事 阿部守一

1 漁業権者の名称及び住所並びに漁業権の免許番号

漁業権者の名称	漁業権者の住所	漁業権の免許番号
北安中部漁業協同組合	大町市大町2763	内共第4号
木曽川漁業協同組合	木曽郡木曽町福島4935-1	内共第7号

2 変更の内容

(1) 北安中部漁業協同組合遊漁規則

遊漁料の額及び納付の方法に係る規定中、次項ただし書きに規定する方法により納付するときに加算する額を500円とする。

(2) 木曽川漁業協同組合遊漁規則

第5条第1項の表中

(16) 幸沢川	木曽郡木曽町新開の黒川合流点から上流の幸沢川本支流全域	平成19年8月8日から3年間
(17) 植野沢	木曽郡南木曽町読書の木曽川合流点から上流の植野沢全域	平成19年8月8日から3年間

を

(16) 水木沢	木曽郡木祖村小木曽の笛川合流点から上流の水木沢全域	周 年
(17) 植野沢	木曽郡南木曽町読書の木曽川合流点から上流の植野沢全域	周 年
(18) 小股沢	木曽郡王滝村の大又川合流点から上流の小股沢、清滝、新滝を含む本支流全域	平成22年12月24日から3年間
(19) 東又沢	木曽郡木曽町新開の黒川合流点から上流の東又沢全域	平成22年12月24日から3年間

に改める。

3 変更後の遊漁規則の施行日

(1) 2の(2) 平成22年12月24日

(2) 2の(1) 平成23年4月1日

園芸畜産課

公告

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次の成果を認証しました。

平成23年1月6日

長野県知事 阿部守一

農地整備課

公告

県営居倉小川地区土地改良事業の工事は、次のとおり完了しました。

平成23年1月6日

長野県知事 阿部守一

1 土地改良事業の名称

県営畠地帯総合土地改良事業

2 工事着手年月日

平成16年6月7日

3 工事完了年月日

平成22年1月13日

農地整備課

公告

県営小海地区土地改良事業の工事は、次のとおり完了しました。

平成23年1月6日

長野県知事 阿部守一

1 土地改良事業の名称

県営中山間総合整備事業

2 工事着手年月日

平成15年7月30日

3 工事完了年月日

平成22年3月26日

農地整備課

公告

県営八千穂地区土地改良事業の工事は、次のとおり完了しました。

平成23年1月6日

長野県知事 阿部守一

1 土地改良事業の名称

県営中山間総合整備事業

2 工事着手年月日

平成14年4月17日

3 工事完了年月日

平成22年11月5日

農地整備課

公告

県営八ヶ岳西麓地区土地改良事業の工事は、次のとおり完了しました。

平成23年1月6日

長野県知事 阿部守一

1 土地改良事業の名称

県営農道整備事業

2 工事の着手年月日

平成7年11月11日

3 工事の完了年月日

平成22年12月1日

農地整備課

公告

長野市による豊栄地区の土地改良事業施行協議は、審査の結果適当であると決定しましたので、次のように縦覧に供します。

平成23年1月6日

長野県長野地方事務所長 小林守夫

1 縦覧に供する書類

- (1) 条例の写し
- (2) 土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間

平成23年1月7日から2月4日まで

3 縦覧の場所

長野市役所

農地整備課

公告

松本市中山土地改良区の役員について、次のように就任の届出がありました。

平成23年1月6日

長野県松本地方事務所長 原 隆文

理 事

重 任

氏 名	住 所
中島邦彦	松本市大字中山1961番地
藤森健司	松本市大字中山2543番地1
中島正敏	松本市大字中山4344番地1
花村好房	松本市大字中山5739番地1
小岩井英宗	松本市大字中山5581番地
田中日出男	松本市大字中山6569番地
滝沢昭芳	松本市大字中山3392番地1

監 事

重 任

氏 名	住 所
中島政男	松本市大字中山1351番地

小林征也 松本市大字中山6657番地

中島政臣 松本市大字中山4669番地

農地整備課

公告

上田農水土地改良区連合の役員について、次のように就任退任の届出がありました。

平成23年1月6日

長野県上小地方事務所長 堀内良人

理 事

新 任

氏 名	住 所
小林隆利	上田市古安曾1217番地2
生島常吉	上田市小島710番地

退 任

氏 名	住 所
竹下道徳	上田市山田288番地2
早川進太郎	上田市古安曾2147番地

農地整備課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成23年1月6日

長野県松本地方事務所長 原 隆文

1 (1) 許可番号 平成22年10月22日

長野県指令22建指第12-9号

(2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

塩尻市大字片丘字別方7324-1

(3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名

塩尻市大小屋123

株式会社ア礼の里 代表取締役 今井清一

2 (1) 許可番号 平成22年10月25日

長野県松本地方事務所指令22松地建第30-6号

(2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

塩尻市大字広丘原新田字大論地234-3の内

(3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都台東区上野7-14-4 ロイメント上野

大和情報サービス株式会社

代表取締役社長 福島長男

3 (1) 許可番号 平成22年10月26日

長野県松本地方事務所指令22松地建第30-8号

(2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

塩尻市大字大門字桔梗ヶ原900-1、900-2、大字宗賀字桔

梗ヶ原71-194、71-195、71-196、71-550

(3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名

松本市寿南1-7-22

株式会社国興 代表取締役 田中一興

4 (1) 許可番号 平成22年11月10日

長野県指令22建指第12-7号

(2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

塩尻市大字片丘字門田10341-10

(3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名

塩尻市大門幸町3-22吉江借家南中 安藤 修

建築指導課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成23年1月6日

長野県警察本部長 小林 弘裕

1 入札に付する事項

(1) 借入をする物品等及び数量

住宅地図データー式

(2) 物品等の特質

入札説明書及び仕様書によります。

(3) 借入期間

平成23年3月1日から平成28年2月29日まで（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約）

(4) 借入場所

入札説明書及び仕様書によります。

(5) 入札方法

1月当たりの賃借額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がAに格付けされている者であること。

(3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) 借入物品等に関し、アフターサービス及びメンテナンス（保守及び管理）を迅速に行う体制が整備されている者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2

長野県警察本部 警務部情報管理課

電話 026(233)0110 内線 2421

4 入札手続等

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成23年2月18日（金）午前10時

イ 場所 長野県庁 西庁舎112号会議室

(3) 郵送による場合の入札書の受領期限及び提出場所

ア 受領期限 平成23年2月17日（木）午後5時

イ 提出場所 警察本部専用郵便番号 380-8510

長野県警察本部 警務部情報管理課

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成23年2月14日（月）午後5時までに提出してください。この場合において、入札日の前日までに必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(8) 契約書作成の要否

必要とします。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもつてした者を落札者として決定します。

5 その他

(1) この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約です。この契約を締結した翌年度以降において、当該契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、長野県警察本部長は、この契約を変更又は解除することができるものとします。

(2) 詳細は、入札説明書によります。

6 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be leased:
A set of Town map data

(2) Lease Duration:

From March 1, 2011 until February 29, 2016

(3) Delivery place:

As mentioned in the tender description and specification

(4) Contact place for the notice: description/conditions/ and others:

Information Management Division, Police

Administration Department

692-2, Habashita, Minaminagano, Nagano-shi, Nagano

TEL: 026-233-0110 Ext. 2421

(5) Time and place for the tender and bid opening:

Time: 10:00 a.m., February 18, 2011

Place: Conference Room #112, West annex of Nagano Prefectural Office

(6) Time limit for the tender by mail and the delivery location:

Time: 5:00 p.m., February 17, 2011

Place: Information Management Division, Police

Administration Department

380-8510 (Exclusive postal code for Nagano

Prefectural Police Headquarters)

情報管理課

公告

土地収用法施行令（昭和26年政令第342号）第6条の2の規定により準用する同令第5条第2項の規定により、次のとおり公示により通知します。

平成23年1月6日

長野県収用委員会

1 通知を受けるべき者

松本市中条663番8、663番14、663番15及び671番1の登記名義人鄭漢謨の法定相続人である下記の者

鄭 振 坤 住所不明
鄭 淑 子 住所不明
鄭 富 子 住所不明

2 通知事項

松本都市計画道路事業3・2・43号内環状南線に係る土地収用事件（平成22年度長野県収（裁）第2号事件及び平成22年度長野県収（明）第2号事件）の第1回審理開催の通知を長野県企画部企画課土地対策室に保管し、いつでもこれを交付しますので、出頭の上、受領してください。

受領しないときは、平成23年1月26日の終了をもって通知があつたものとみなされます。

企画課土地対策室

公告

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、次のとおり収用の裁決手続の開始を決定しました。

平成23年1月6日

長野県収用委員会

1 起業者の名称

長野県

2 事業の種類

松本都市計画道路事業3・2・43号内環状南線

3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等並びに土地所有者の住所及び氏名

所在	地番	地 目		地 積 等			土地所有者の住所及び氏名
		登記簿上 の地目	現況地目	登記簿上 の地積 m ²	実測地積 m ²	収用しよう とする土地 の面積等 m ²	
松本市 中条	663番8	宅地	宅地	103.60	80.71	80.71	登記名義人 鄭 漢謨 ただし、同人は昭和63年（1988年）1月11日死亡のため法定相続人である下記の者 住所不明 鄭 振坤（持分15分の6） 住所不明 鄭 淑子（持分15分の1） 住所不明 鄭 富子（持分15分の4） 長野県松本市石芝3丁目15番D-103号 東本 章（持分15分の4）
	663番14	宅地	宅地	87.80	87.38	85.39 一筆の土地 の一部	
	663番15	宅地	宅地	90.04	68.78	68.78	
	671番1	宅地	宅地	36.36	28.86	28.86	
	663番16	宅地	宅地	6.61	6.17	4.71 一筆の土地 の一部	長野県松本市石芝3丁目15番D-103号 東本 章
	663番17	宅地	宅地	9.91	6.96	6.96	
	663番18	宅地	宅地	48.13	46.47	46.47	
	657番26	宅地	宅地	28.51	59.50	59.50	

4 土地に関して権利を有する関係人の住所、氏名及びその権利の種類

所在	地番	土地に関して権利を有する関係人の住所及び氏名	権利の種類
松本市 中条	663番8	東京都中野区本町二丁目46番1号 株式会社整理回収機構 代表取締役 上田 廣一	根抵当権（昭和48年6月13日受付第13517号）
		長野県長野市大字南長野県町597番地5 長野県信用保証協会 理事 藤巻 益夫	根抵当権（昭和57年11月9日受付第28821号）
		長野県松本市石芝3丁目15番D-103号 東本 章	使用借権
	663番14	東京都中野区本町二丁目46番1号 株式会社整理回収機構 代表取締役 上田 廣一	根抵当権（昭和48年6月13日受付第13517号）
		長野県長野市大字南長野県町597番地5 長野県信用保証協会 理事 藤巻 益夫	根抵当権（昭和57年11月9日受付第28821号）
		長野県松本市石芝3丁目15番D-103号 東本 章	使用借権
	663番15	東京都中野区本町二丁目46番1号 株式会社整理回収機構 代表取締役 上田 廣一	根抵当権（昭和48年6月13日受付第13517号）
		長野県長野市大字南長野県町597番地5 長野県信用保証協会 理事 藤巻 益夫	根抵当権（昭和57年11月9日受付第28821号）
		長野県松本市石芝3丁目15番D-103号 東本 章	使用借権
		長野県松本市丸の内3番7号 松本市 松本市長 菅谷 昭	使用借権
671番1	671番1	東京都中野区本町二丁目46番1号 株式会社整理回収機構 代表取締役 上田 廣一	根抵当権（昭和48年6月13日受付第13517号）
		長野県長野市大字南長野県町597番地5 長野県信用保証協会 理事 藤巻 益夫	根抵当権（昭和57年11月9日受付第28821号）
	663番16	長野県松本市石芝3丁目15番D-103号 東本 章	使用借権
		長野県松本市丸の内3番7号 松本市 松本市長 菅谷 昭	使用借権
663番17	663番17	東京都中野区本町二丁目46番1号 株式会社整理回収機構 代表取締役 上田 廣一	根抵当権（昭和59年11月30日受付第29435号）
		長野県長野市大字南長野県町597番地5 長野県信用保証協会 理事 藤巻 益夫	根抵当権（昭和60年6月7日受付第14601号）
	663番18	東京都中野区本町二丁目46番1号 株式会社整理回収機構 代表取締役 上田 廣一	根抵当権（昭和59年11月30日受付第29435号）

	長野県長野市大字南長野県町597番地5 長野県信用保証協会 理事 藤巻 益夫	根抵当権（昭和60年6月7日受付第14601号）
	長野県松本市丸の内3番7号 松本市 松本市長 菅谷 昭	使用借権
657番26	東京都中野区本町二丁目46番1号 株式会社整理回収機構 代表取締役 上田 廣一	根抵当権（平成8年3月8日受付第6879号）

5 裁決手続の開始を決定した年月日

平成22年12月15日

企画課土地対策室